

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1330号)

平成28年1月21日

横情審答申第1330号

平成28年1月21日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年12月25日神総第1602号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住調調査員リストアンケート（平成25年住宅・土地統計調査調査員アンケート結果）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「住調調査員リストアンケート（平成25年住宅・土地統計調査調査員アンケート結果）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「神奈川区が保有する、平成25年住宅土地統計調査調査員アンケートの中で、経済センサス基礎調査調査員募集アンケートを実施する目的、根拠に関する文書、実施結果の状況、今後の活用、保管・処分に関する一切の文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月22日付で「住調調査員リストアンケート（平成25年住宅・土地統計調査調査員アンケート結果）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書の特定について

異議申立人（以下「申立人」という。）は異議申立書において、申立人が求める文書はアンケートの実施目的・根拠、実施結果の状況・活用及び保管・処分に関する文書であると主張している。

住宅・土地統計調査の終了後、調査員に対してアンケートを実施することは、調査員の意見を次回の調査にいかし、統計調査を円滑に進めるために従来から行っているものである。当該アンケートの実施について、起案等文書による意思決定は行わず、係会議を通じて組織共有を図ってきた。

本件申立文書は、当該アンケートの実施結果を平成26年経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の調査員推薦事務や、平成25年住宅・土地統計調査に係る調査員報酬の支払事務を円滑に行うためにまとめたものであり、このほかにアンケートの実施目的・根拠、実施結果の活用及び保管・処分に関する文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、生年月日、年齢及び携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当し、非開示とした。

銀行名、支店コード、支店名、種目及び口座番号は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから本号本文後段に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、請求した文書を適切に特定して開示するよう求める。

(2) 本件請求に係る文書の存否が不明であり、件名が不詳である。

申立人は、調査員募集アンケートを実施する目的、根拠に関する文書、並びに同アンケート実施結果の状況、及び今後の活用に供するための文書、同文書類の保管・処分に関する一切の文書という内容を開示請求書に記載し、本件請求を行った。本件請求に係る文書は、内部における事務の円滑な運営に不可欠な文書であり、申立人の請求どおりの文書を開示してもらいたい。

当該アンケートの実施及び結果に関する事務運営は、恣意的になされることを防止するとともに、トラブルを防止し、解決するためのルール・基準に基づいて、行われているはずである。また、当該アンケートの実施結果を有効に活用するためのルール・基準があるはずである。これらの文書が存在しないのであれば、この理由を詳細に明示してもらいたい。

なお、本件申立文書の非開示部分についての争いはない。

(3) 調査員選考に当たっては、一職員による独断、作為的な行為を防止するための詳細かつ明瞭な事務取扱文書があるはずである。申立人は、調査員アンケートの個別の回答書を求めるわけではなく、どのように調査員を選定しているのかの手順や手続が分かるような文書があればよいと思っている。

本件申立文書からは、調査員アンケートの回答内容が網羅されているのかが分からない。

(4) 申立人は、本件申立文書のほかに、担当職員が保管するメモを含め、調査員アンケート実施に関する詳細な取扱文書が存在すると考える。また、本件申立文書の作

成に当たっては、表に記載すべき事項、記載を除外する事項等を示した詳細な取扱文書が存在するはずである。

- (5) 申立人は、本件請求とは別の開示請求により、調査員名、調査区番号等がまとめられた「平成26年経済センサス基礎調査区別算定用企業数等一覧表（神奈川区）」を入手した。当該一覧表には、複数の調査員についての電話関係の欄に「シルバー予定」と記載されているものもあることから、シルバー人材センターとの連絡往復文書、「シルバー予定」から最終確認に至るまでの関連文書、調査員選考の除外者とする事項を記載した関連文書及び本件申立文書以外の調査員推薦に関する文書が存在するはずである。一切の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 基幹統計調査に係る事務について

横浜市では、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、基幹統計の作成を目的とする基幹統計調査を行っている。基幹統計調査の種類には、国勢調査、住宅・土地統計調査、経済センサス-基礎調査等の各種調査がある。基幹統計調査に関する事務のうち、横浜市が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務とされている。

基幹統計調査のうち、総務大臣が任命する国勢調査の統計調査員など一部の統計調査の統計調査員を除き、住宅・土地統計調査、経済センサス-基礎調査等の統計調査員は、市町村長の推薦に基づき、都道府県知事から任命された非常勤の地方公務員である。横浜市では、統計調査の円滑な実施に協力してもらえる者を常任統計調査員として登録する制度を設けており、統計調査に係る研修会の開催をとおり、日頃から常任統計調査員の知識向上を図っている。

(2) 本件申立文書について

ア 神奈川区総務部総務課（以下「神奈川区」という。）では、平成25年住宅・土地統計調査の際に従事した調査員（以下「住調調査員」という。）を対象に、当該調査に対する意見等を求めた調査員アンケート（以下「住調調査員アンケート」という。）を実施している。

また、住調調査員アンケートでは、翌年に実施される経済センサス-基礎調査を見据え、経済センサス-基礎調査の調査員を引き受けても良いかの意向の照会（以下「本件照会」という。）に係る項目（以下「本件照会項目」という。）を併記している。本件照会項目は、「1. ぜひ引き受けたい」、「2. 引き受けて

も良い」及び「3. その他」の3種類の選択肢で構成されている。

イ 本件申立文書は、平成26年経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の調査員推薦事務や、平成25年住宅・土地統計調査に係る調査員報酬の支払事務を円滑に行うために、本件照会項目に係る部分の回答等の情報を取りまとめた表であり、通し番号、氏名、可否、備考、生年月日、年齢、銀行名、口座番号等の各欄で構成されている。「可否」欄には、本件照会項目の1から3までの選択肢のうち、いずれかの番号が記載されている。また、「備考」欄には、「3. その他」部分で自由記載があったもの等の内容が記載されている。

ウ 実施機関は本件申立文書のうち、個人の氏名、生年月日、年齢、携帯電話番号、銀行名、支店コード、支店名、種目及び口座番号が記載されている部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

申立人は、意見陳述において、実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分については争わないと主張しているため、当審査会としては対象行政文書の特定について、以下判断する。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、本件請求に対し、本件申立文書を特定した上で、このほかに住調査員アンケートの実施目的・根拠、実施結果の活用及び保管・処分に関する文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成27年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 神奈川区において、住調査員アンケートは、各種統計調査を円滑に実施するために従来から行われてきたものである。当該アンケートは、住宅・土地統計調査に係るアンケートではあるが、翌年に経済センサス-基礎調査が実施されることから、調査員を引き受ける意思のある者がどの程度いるかを参考に把握するため、アンケートの項目として本件照会項目を加えたものである。本件申立文書でまとめている住調査員アンケートの項目は、本件照会項目に係る部分の回答のみであり、住宅・土地統計調査に直接関係する部分について取りまとめた文書は作成していない。

(イ) 住調査員アンケートは、記入する内容も極めて軽易なものであり、回答を強制するものではなく任意のものであることから、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条第2項に規定する極めて軽易な事案

であると判断し、口頭による承認として実施した。したがって、申立人が求める実施目的等に関する起案文書は存在せず、そのほかに報告を行うような行政文書も作成していない。

- (ウ) 実務として、調査員の推薦に当たっては、常任統計調査員を中心に依頼した後、残りの調査ブロックについて、調査員を引き受ける意思のある者の居住地を考慮した上で、依頼を行っている。その際、手元の参考資料として本件申立文書を見ながら電話で依頼をすることもあるが、具体的に、住調調査員アンケートの結果を次の経済センサス-基礎調査に活用したという記録は一切残っていない。

なお、住調調査員アンケートでの調査員を引き受けたいとの回答をもって、調査員になることが確定するものではなく、調査対象の地域性等の理由により、希望に沿えないことがあることは、住調調査員アンケートの実施時に周知済みである。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 申立人は、開示請求書に「神奈川区が保有する、平成25年住宅土地統計調査調査員アンケートの中で、経済センサス基礎調査調査員募集アンケートを実施する目的、根拠に関する文書、実施結果の状況、今後の活用、保管・処分に関する一切の文書」と記載をし、本件請求を行っている。

開示請求書の記載からは、住調調査員アンケートの中で本件照会が行われていることに関して、次の文書が求められているものと解される。具体的には、①本件照会を行った目的及び根拠に関する文書、②本件照会の実施結果に関する文書、③今後の活用について示した文書並びに④本件照会に関するこれらの文書の保管及び処分について示した文書である。

- (イ) 実施機関は、住調調査員アンケートは記入する内容も極めて軽易なものであり、回答を強制するものではなく任意のものであることから、起案等文書による意思決定は行わず、口頭による承認として実施し、係会議を通じて組織共有を図ってきたものであり、本件照会の実施目的等に関する起案文書は存在せず、そのほかに報告を行うような行政文書も作成していないと説明している。

一方、申立人は、住調調査員アンケートの実施及び結果に関する事務運営は、恣意的になされることを防止するとともに、トラブルを防止し、解決するためのルール・基準に基づいて行われているはずであり、実施結果を有効に活用す

るためのルール・基準もあるはずであると主張している。

- (ウ) 当審査会が、住調調査員アンケートを見分したところ、当該アンケートは、住宅・土地統計調査に直接関係するアンケート項目に付け加えて、本件照会項目が併記されているという構成であった。さらに、本件照会項目が記載されている部分には、調査員をお願いする場合は改めて連絡する旨、調査対象の地域性等の理由により、アンケートの希望に沿えない場合もある旨の記述があることが認められた。また、実施機関は、調査員の推薦に当たっては、常任統計調査員を中心に依頼した後、残りの調査ブロックについて、調査員を引き受ける意思のある者の居住地を考慮した上で、依頼を行っていると説明している。

これら住調調査員アンケートの性質及び神奈川県における実務を踏まえると、本件照会項目は、住調調査員に対し、参考までに任意の意向確認を行った程度のものであり、正式な調査員の推薦又は任命に直接関係するような文書とは、その性質を異にするものといえる。したがって、住調調査員アンケートは極めて軽易な事案であると判断し、起案等文書による意思決定は行わず、口頭による承認として実施し、係会議を通じて組織共有を図ってきたという実施機関の説明に不合理な点は認められず、①本件照会を行った目的及び根拠に関する文書が存在しないことは不自然ではない。

また、実施機関は、実務として、本件申立文書を見ながら電話で調査員の依頼をすることもあるが、具体的に、住調調査員アンケートの結果を次の経済センサス-基礎調査に活用したという記録は一切残っていないという旨の説明をしている。

実施機関において、住調調査員アンケートは極めて軽易な事案であると判断し、口頭による承認として実施したものである以上、①本件照会を行った目的及び根拠に関する文書はもとより、②本件照会の実施結果に関する文書、③今後の活用について示した文書並びに④本件照会に関するこれらの文書の保管及び処分について示した文書が作成されていないことについても特段、不自然、不合理な点はなく、本件申立文書のほかに本件請求の対象となる行政文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

- (エ) なお、申立人は、意見陳述において、「平成26年経済センサス基礎調査区別算定用企業数等一覧表（神奈川県）」に関連し、シルバー人材センターとの連絡往復文書、「シルバー予定」から最終確認に至るまでの関連文書等を求める

旨、主張しているが、本件請求に係る行政文書は前記(ア)のとおりであって、これらの文書を求めているものとは認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月25日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年1月13日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年1月15日 (第180回第三部会) 平成27年1月22日 (第262回第一部会) 平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・諮問の報告
平成27年8月27日 (第187回第三部会)	・審議
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議